岩手県社会福祉協議会

共済事業のしおり

平成29年度 事業案内

社会福祉法人　岩手県社会福祉協議会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

TEL 019-639-8076　FAX 019-637-4255

岩手県社会福祉協議会「民間社会福祉事業職員共済事業」は県内の民間社会福祉事業職員の福利増進を目的としています。

県社協共済事業の概要

※平成29年3月31日現在

加入状況の推移

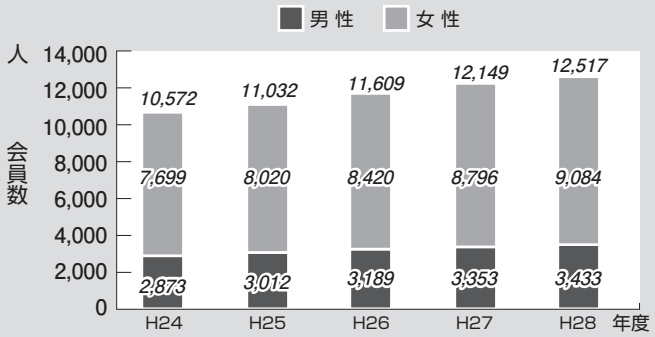

退会共済金支給状況の推移

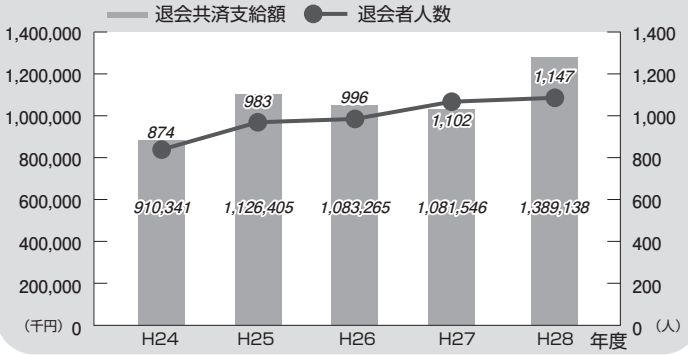

資産全体の内訳

包括信託(※)は運用を外部に委託

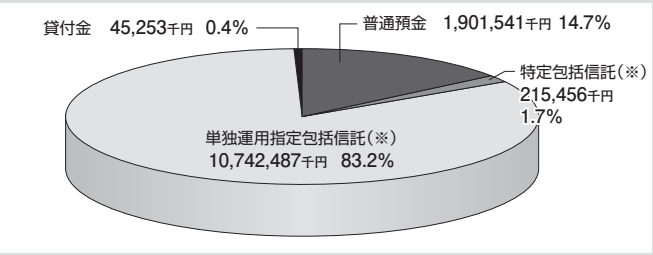

資産合計額＝12,904,737千円

外部委託運用資産の内訳

委託先：三菱UFJ信託銀行

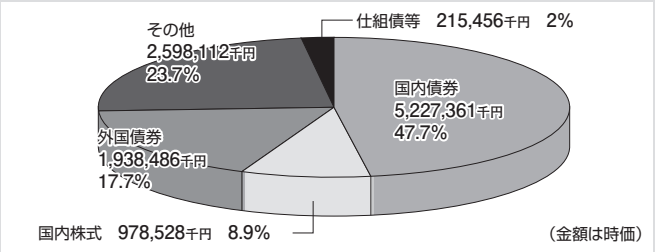

資産合計額＝10,957,943千円

運用利回り

報酬及び税金控除前

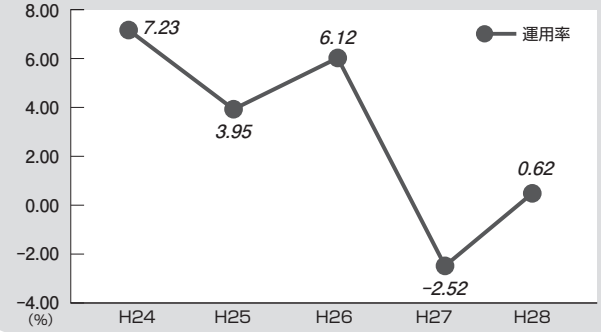

責任準備金率……71.0%

将来の給付のために現時点で保有すべき資産に対する積立率

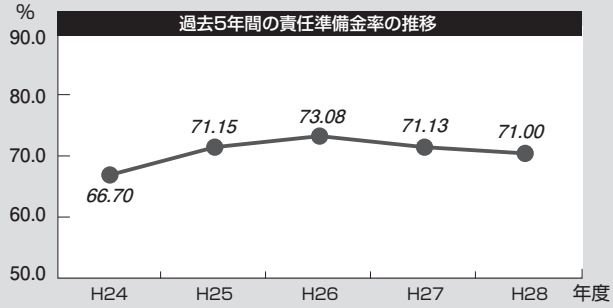

平成28年度決算の状況

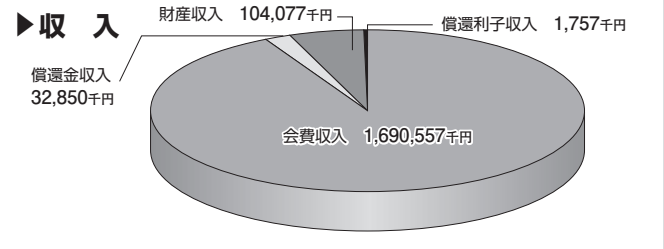

収入計＝1,829,241千円

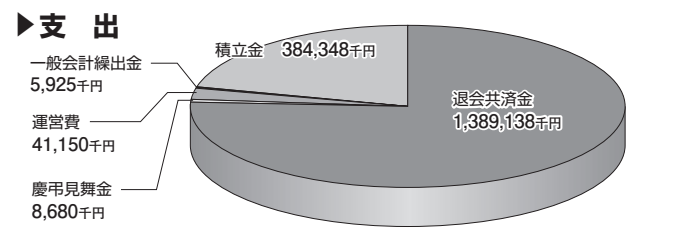

支出計＝1,829,241千円

お問い合せ先　岩手県社会福祉協議会　総務部　総務グループ　TEL 019-639-8076

外部委託ファンド運用実績

（単位:百万円）

	簿　価	組入比率	時　価	組入比率	評価損益	損益率	実現損益	未収収益増減（対前期末）	評価損益増減（対前期末）	総合損益
国債債券	5,196.1	49.3%	5,227.4	48.7%	31.3	0.6%	11.9	-2.3	-42.0	-32.4
国内株式	875.4	8.3%	978.5	9.1%	103.1	11.8%	1.4	-4.2	193.1	190.3
J−REIT	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	-4.1	0.0	0.0	-4.1
外国債券	1,859.9	17.7%	1,938.5	18.0%	78.6	4.2%	-212.4	-4.1	130.1	-86.4
短期金融資産	2,598.1	24.7%	2,598.1	24.2%	0.0	0.0%	-0.5	0.0	0.0	-0.5
合　　計	10,529.4	100.0%	10,742.5	100.0%	213.1	2.0%	-203.7	-10.6	281.2	67

（報酬及び税金控除前）

実現利回り			総合利回り		
実現損益	利回り	年　率	総合損益	利回り	年　率
-203.7	-1.89%	-1.89%	67	0.62%	0.62%

県社協共済　主な事業

退会共済金の給付

在会1年未満の退職者　会員（職員）の会費納入額に相当する額

在会1年以上の退職者　［退職前1年間の標準給与額の平均］×［在会期間月数に応じた給付率］　《注》通常の退職の場合

【給付率】

加入年数	給付率	加入年数	給付率	加入年数	給付率	加入年数	給付率
1年	0.48	11年	5.80	21年	14.11	31年	25.29
2年	0.96	12年	6.33	22年	14.78	32年	26.11
3年	1.44	13年	6.86	23年	15.45	33年	26.92
4年	1.92	14年	7.39	24年	17.28	34年	27.74
5年	2.40	15年	8.64	25年	18.00	35年	28.56
6年	2.88	16年	9.21	26年	18.72	36年	29.37
7年	3.36	17年	9.79	27年	20.73	37年	30.19
8年	3.84	18年	11.23	28年	21.50	38年	31.00
9年	4.75	19年	11.85	29年	23.66	39年	31.82
10年	5.28	20年	12.48	30年	24.48	40年	32.64

《退会共済金の計算方法》

加入…平成14年4月1日　退職…平成29年3月31日　在会期間…15年

平成28年4月から6月までの本棒月額　200,000円（標準給与額 203,000円）　平成28年7月から退職月までの本棒月額　205,000円（標準給与額 208,000円）

（203,000円×3+208,000円×9）÷12=206,750円　206,750×8.64=1,786,320円

慶弔見舞金の給付

結婚祝金・出産祝金 …… **1万円**

結婚祝金　会員が結婚した場合

出産祝金　会員に子が誕生した場合

見　舞　金 …… **1万円**

・会員が傷病のため1か月以上長期療養（自宅療養を含む。）した場合

・火災、水害又は台風の被害の場合

死　亡　弔　慰　金 …… **一律3万円**

会員が死亡した場合

※会員の配偶者が死亡した場合の給付は、平成27年3月31日をもって廃止しました。

忘れていませんか？
給付の申請!

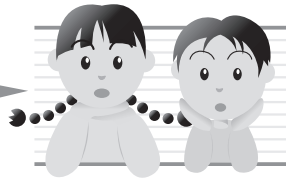

県社協では、会員のみなさまからの申請に基づき給付を行っています。申請期限は事由発生日から1年間です。それを過ぎますと申請できませんのでご注意ください。

※1か月以上の長期療養による申請は、療養開始日から1か月経過した日から1年間となります。

財政再建計画について

当共済事業の財政運営の健全化を図るため、共済事業運営委員会で検討を重ね、共済契約者及び会員（職員）の意向を聴取した上で、共済事業規程に基づき、会費の引上げを主な内容とする「積立水準回復計画」を策定し、平成27年4月から実施しています。

積立水準回復計画

1 会費の引上げ

負担区分	平成27年6月分まで	平成27年7月分から
会員（会費）	1000分の25	1000分の28.75
事業主（事業主負担額）	1000分の25	1000分の28.75
計	1000分の50	1000分の57.50

2 給付事業等の見直し

(1) 平成27年4月から減額及び廃止した事業

□ 会員及び会員の配偶者が死亡した場合の死亡弔慰金

●会員が死亡した場合 ⇒ 改定前：加入年数に応じて30,000円～300,000円
改定後：一律30,000円

●会員の配偶者が死亡した場合 ⇒ 廃止

(2) 平成28年3月31日をもって廃止した事業

□ 健康管理助成金

□ 生活資金融資事業

3 資産運用と経費の節減

(1) 資産運用

運用リスクをできる限り回避するため、国内債券、国内株式、外国債券及びキャッシュの各資産への組入比率を管理し、目標運用利回り3%の達成に努めます。

(2) 経費節減

運営事務費（人件費、事務諸費）の節減に努めます。

4 計画の期間

金融機関が数理計算により算出した積立不足額を償却するまでの予定償却期間を計画期間とし、平成27年度から平成61年度までの35年間とします。

5 計画の定期検証

積立水準回復計画の実施状況は、毎年度末における責任準備金率と「金融機関による収支予測計算の結果」の積立比率を比較し、検証します。

6 計画の変更

定期検証の結果、責任準備金率が順調に回復しないと判断された場合は、会費・事業主負担額を1000分の57.50から1000分の60に引上げます。

また、積立不足額が解消した場合は、会費・事業主負担額を1000分の50に戻します。

教えて！ 県社協共済のこと。

給付金は申請してから どのくらいで支給されますか?

毎月8日までに県社協にて受け付けした申請に対する給付金は、通常、その月末までに県社協から事業主へ送金し、事業主から会員へ支給されます。

転職して別の施設で再び加入することになった場合、前の施設での加入期間を継続することはできますか?

前の事業所を退職した日と、次の事業所において共済に加入する日の間に1日も空白がない場合は、継続することができます。

お問い合せ先　岩手県社会福祉協議会　総務部　総務グループ　TEL 019-639-8076